

三重県難病医療協力病院の追加について

1. 三重県の難病医療提供体制

難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図るため、難病について、早期に正しい診断ができ、診断後は身近な医療機関で適切な治療を継続できるよう、難病治療の中核となる医療機関として、難病診療連携拠点病院（以下「連携拠点病院」という。）、難病診療分野別拠点病院（以下、「分野別拠点病院」という。）および難病医療協力病院（以下、「協力病院」という。）を指定しています。（別紙1参照）

2. 協力病院の役割

協力病院は、連携拠点病院及び分野別拠点病院、その他の医療機関等と連携して次の役割を担います。（別紙2参照）

- (1) 主要な難病の診断・治療を提供する。
- (2) 県内難病診療ネットワークにより、難病患者の受け入れ及び紹介を行う。
- (3) 地域において、難病患者を受け入れている福祉施設等からの要請に応じて、医学的な指導・助言を行うとともに、患者の受け入れを行う。
- (4) 県が実施する難病対策事業等への協力を行う。

3. 協力病院の指定要件

以下の要件を全て満たすことが必要であり、三重県難病医療連絡協議会の意見を踏まえ、知事が指定します。（別紙3参照）

- (1) 診療体制
 - ① 主な難病の診断及び標準治療等の提供
難病指定医が配置され、診断、標準治療が実施できる体制を有していること。
 - ② 県内難病診療ネットワークへの参加
難病診療連携コーディネーター等による相談・紹介に応じ、患者の受け入れを行えること。
- (2) 相談連絡員の配置
難病診療の連携・相談窓口を設けて相談連絡員を配置できること。
- (3) 県等が実施する難病対策事業等への協力
県が設置する難病医療連絡協議会への参加及び保健所事業等への協力が行えるとともに、連携拠点病院が開催する研修会等に参加ができること。

4. 協力病院の指定申請

令和5年1月13日に以下の病院から指定申請がありました。

- ・名称 鈴鹿回生病院
- ・開設者 社会医療法人 峰和会
- ・所在地 鈴鹿市国府町字保子里112番地の1

難病拠点病院・協力病院一覧

別紙 1

三重県難病診療連携拠点病院

区分	所 属	指定日
1 難病診療連携拠点病院	三重大学医学部附属病院	平成31年4月

三重県難病診療分野別拠点病院

区分	所 属	指定日
1 難病診療分野別拠点病院	独立行政法人国立病院機構 三重病院	平成31年4月
2 難病診療分野別拠点病院	独立行政法人国立病院機構 鈴鹿病院	平成31年4月

三重県難病医療協力病院

区分	所 属	指定日
1 難病医療協力病院	医療法人（社団）佐藤病院 長島中央病院	平成14年4月
2 難病医療協力病院	桑名市総合医療センター	平成30年10月
3 難病医療協力病院	市立四日市病院	平成11年11月
4 難病医療協力病院	独立行政法人 三重県立総合医療センター	平成15年10月
5 難病医療協力病院	小山田記念温泉病院	平成19年2月
6 難病医療協力病院	独立行政法人地域医療機能推進機構 四日市羽津医療センター	平成30年10月
7 難病医療協力病院	三重県厚生農業協同組合連合会 鈴鹿中央総合病院	平成11年11月
8 難病医療協力病院	亀山市立医療センター	平成18年6月
9 難病医療協力病院	独立行政法人国立病院機構 三重中央医療センター	平成11年11月
10 難病医療協力病院	三重県立一志病院	平成17年8月
11 難病医療協力病院	三重県厚生農業協同組合連合会 松阪中央総合病院	平成11年11月
12 難病医療協力病院	社会福祉法人恩賜財団 済生会松阪総合病院	平成28年6月
13 難病医療協力病院	花の丘病院	平成29年4月
14 難病医療協力病院	伊勢赤十字病院	平成11年11月
15 難病医療協力病院	市立伊勢総合病院	平成11年11月
16 難病医療協力病院	伊勢田中病院	平成20年12月
17 難病医療協力病院	三重県立志摩病院	平成15年10月
18 難病医療協力病院	豊和病院	平成16年8月
19 難病医療協力病院	第一病院	平成14年4月
20 難病医療協力病院	尾鷲総合病院	平成28年6月
21 難病医療協力病院	紀南病院	平成11年11月

三重県難病医療ネットワーク整備事業実施要綱

(目的)

第1条 難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び療養生活の質の維持向上を図るため、難病について、早期に正しい診断ができ、診断後は身近な医療機関で適切な治療を継続できるよう、地域の医療機関の連携による難病医療提供体制の整備を目指すものとする。

(実施主体)

第2条 実施主体は、三重県（以下「県」という。）とする。

(実施方法)

第3条 県は、関係機関の協力を得ながら、三重県難病医療連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置するとともに、難病治療の中核となる医療機関として、三重県難病診療連携拠点病院（以下「連携拠点病院」という。）及び三重県難病診療分野別拠点病院（以下「分野別拠点病院」という。）、三重県難病医療協力病院（以下「協力病院」という。）を指定することにより、難病患者のための医療提供体制の整備を行うものとする。

(協議会の設置)

第4条 県は、地域の実情に応じた難病の医療提供体制の検討・協議・評価等を行うため、連携拠点病院、分野別拠点病院、協力病院、保健所、関係機関等の関係者によって構成される協議会を設置する。

(協議会の役割)

第5条 協議会は、患者動向や医療資源その他の地域の実情を踏まえ、難病の医療提供体制の在り方を検討するとともに、連携の手順・その具体的方策等について関係者間で協議する。必要に応じ、連携を円滑に進めるための具体的な調整・周知等のための実務者による連絡会議を開催する。

また、定期的に連携状況等の難病の医療提供体制について評価を行い、必要に応じ見直し等の検討を行う。

(連携拠点病院、分野別拠点病院、協力病院の指定)

第6条 県は、難病全般に係る早期診断及び専門治療を行う病院を連携拠点病院として指定する。

- 2 県は、専門分野に係る早期診断及び専門治療を行う病院を分野別拠点病院として指定する。
- 3 県は、主要な難病の診断及び治療を行う病院を協力病院として指定する。

(連携拠点病院の役割)

第7条 連携拠点病院は、分野別拠点病院及び協力病院、その他の医療機関等と連携して次の役割を担うものとし、看護師、ソーシャルワーカー等の資格を有する難病診療連携コーディネーター及び難病診療カウンセラーを配置する。なお、難病診療連携コーディネーターと難病診療カウンセラーは兼任しても差し支えない。

- (1) 難病全般について、早期診断・専門的治療を提供する。
- (2) 県内の難病診療ネットワークを構築し、国の難病医療支援ネットワークへ参加する。
- (3) 難病の診療に関する相談に応じるとともに、必要に応じて保健所及び難病相談支援センターへの紹介や支援要請を行う。
- (4) 遺伝カウンセリングの実施体制を整備する。
- (5) 難病患者の支援に携わる関係者の人材育成のための研修会等を実施する。
- (6) 県が実施する難病対策事業等への協力を行う。

(分野別拠点病院の役割)

第8条 分野別拠点病院は、連携拠点病院及び協力病院、その他の医療機関等と連携して次の役割を担うものとし、相談連絡員を配置するものとする。

- (1) 専門分野の難病について、早期診断・専門治療を提供する。
- (2) 専門分野の難病の診療に関する相談に応じるとともに、県内難病診療ネットワークにより、難病患者の受け入れ及び紹介を行う。
- (3) 連携拠点病院が行う研修会開催等への協力を行う。
- (4) 県が実施する難病対策事業等への協力を行う。

(協力病院の役割)

第9条 協力病院は、連携拠点病院及び分野別拠点病院、その他の医療機関等と連携して次の役割を担うものとし、相談連絡員を配置するものとする。

- (1) 主要な難病の診断・治療を提供する。
- (2) 県内難病診療ネットワークにより、難病患者の受け入れ及び紹介を行う。
- (3) 地域において、難病患者を受け入れている福祉施設等からの要請に応じて、医学的な指導・助言を行うとともに、患者の受け入れを行う。
- (4) 県が実施する難病対策事業等への協力を行う。

(その他医療機関の役割)

第10条 一般病院及び診療所は、連携拠点病院及び分野別拠点病院、協力病院等と連携し、難病患者の身近な医療機関として医療等を提供するとともに、必要に応じて適切な医療機関を紹介する。

(事業実施上の留意事項)

第 11 条 事業の実施にあたっては、次のことに留意する。

- (1) 関係行政機関、医師会等の関係団体、関係医療機関等との連携を図り、その協力を得て事業の円滑な実施に努めること。
- (2) 患者等の心理状況を十分に配慮し、患者の意見を踏まえた事業の実施に努めるとともに、事業の実施にあたり、三重県個人情報保護条例（平成 14 年三重県条例第 1 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報を取り扱う場合については、特に慎重に扱うこと。

(事業報告)

第 12 条 関係保健所長、連携拠点病院及び分野別拠点病院、協力病院の管理者は、事業実績報告を毎年 1 回、別途定める方法により、県へ提出するものとする。

(その他)

第 13 条 事業の実施について、この要領に定めのない事項については、別途定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 31 年 3 月 8 日から施行する。
- 2 三重県難病特別対策推進事業実施要領 1 「難病在宅ケア支援ネットワーク整備事業」は、平成 31 年 3 月 31 日をもって廃止する。

三重県難病医療ネットワーク整備事業実施要領

(目的)

第1 この要領は、三重県難病医療ネットワーク事業実施要綱の実施に関し必要な事項を定める。

(難病診療連携拠点病院及び難病診療分野別拠点病院、難病医療協力病院の指定等)

第2 三重県知事（以下「知事」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院（以下「病院」という。）のうち、三重県内に所在地があり、以下の要件を全て満たすものについて、三重県難病診療連携拠点病院（以下「連携拠点病院」という。）及び三重県難病診療分野別拠点病院（以下「分野別拠点病院」という。）、三重県難病医療協力病院（以下「協力病院」という。）として指定する。

(1) 指定を受けようとする病院の開設者（以下「開設者」という。）が、連携拠点病院にあつては、「三重県難病診療連携拠点病院指定申請書」（様式1の1）、分野別拠点病院にあつては、「三重県難病診療分野別拠点病院指定申請書」（様式1の2）、協力病院にあつては、「三重県難病医療協力病院指定申請書」（様式1の3）を三重県（以下「県」という。）に提出していること。ただし、既に協力病院に指定されている病院にあつては、この限りではない。

(2) 第3に定める指定要件を全て満たしていること。ただし、知事が特に認めた場合は、この限りではない。

(3) 三重県難病医療連絡協議会の意見を踏まえ、知事が適当と認める病院であること。

2 知事は、第1項による指定をした場合、連携拠点病院にあつては、「三重県難病診療連携拠点病院指定通知書」（様式2の1）、分野別拠点病院にあつては、「三重県難病診療分野別拠点病院指定通知書」（様式2の2）、協力病院にあつては、「三重県難病医療協力病院指定通知書」（様式2の3）により、開設者に対しその旨を通知する。

3 知事は、第1項により指定した病院が指定要件を満たさないと判断される時、又は開設者から申出があつたときは、指定を取り消すことができる。

(指定要件)

第3 連携拠点病院及び分野別拠点病院、協力病院の指定要件は次のとおりとする。

(1) 連携拠点病院

ア 診療体制

(ア) 難病全般についての診断及び専門治療等の提供

複数の疾患群の難病診療に関して、診断、専門治療が実施できる体制を有していること。

(イ) 難病に係る専門的な知識及び技能を有する医師の配置

県の指定する難病指定医が配置され、その二分の一以上の数の医師が専門医資格による難病指定医であること。

(ウ) 遺伝子関連検査及び遺伝カウンセリングの提供

臨床遺伝専門医や、認定遺伝カウンセラー等により遺伝カウンセリングが実施できる体制を有していること。

イ 難病診療連携コーディネーター等の配置

難病診療の連携・相談窓口を設け、看護師、ソーシャルワーカー等の資格を有する難病診療連携コーディネーター及び難病診療カウンセラーを配置できること。なお、難病診療連携コーディネーターと難病診療カウンセラーは兼任しても差し支えない。

(ア) 難病診療連携コーディネーターの役割

- ① 難病が疑われながらも診断がつかない患者について、協力病院や一般病院、診療所からの診療連携の相談に応じ、早期に正しい診断が可能な医療機関や難病医療支援ネットワーク等に相談・紹介する。
- ② 病気の状態に応じ、緊急時の対応や定期的な診療について調整を行ったうえで、可能な限り身近な医療機関へ相談・紹介を行う。
- ③ 一時的に在宅で介護等を受けることが困難になった在宅の難病患者等の一時入院先の確保のため、連絡調整を行う。
- ④ 患者等や難病の疑いのある方から、医療に対する疑問や心理的不安、医療費助成等に関する相談に対応するほか、相談内容に応じ、難病相談支援センターその他の適切な機関を紹介する。
- ⑤ 難病診療に携わる医療従事者及び福祉、介護職員等を対象とした研修等を実施する。
- ⑥ 難病の医療提供に係る連携状況等の調査・集計を行う。

(イ) 難病診療カウンセラーの役割

- ① 難病が疑われながらも診断がつかない患者からの相談を受け、必要に応じ、難病診療連携コーディネーターを介して、早期に正しい診断が可能な医療機関や難病医療支援ネットワーク等に相談・紹介する。
- ② 患者等からの在宅難病患者一時入院先に係る相談を受け、必要に応じ難病診療連携コーディネーターと連携して、一時入院先の確保を行う。

- ③ 患者等や難病の疑いのある方から、医療に対する疑問や心理的不安、医療費助成等に関する相談に対応するほか、相談内容に応じ、難病相談支援センターその他の適切な機関を紹介する。
- ④ 難病診療連携に携わる医療従事者及び福祉、介護職員等を対象とした研修等を難病医療コーディネーターと連携して実施する。

(2) 分野別拠点病院

ア 診療体制

(ア) 専門分野の難病についての診断及び専門治療等の提供

専門分野の難病診療に関して、診断、専門治療が実施できる体制を有していること。

(イ) 専門分野の難病に係る専門的な知識及び技能を有する医師の配置

専門分野において県の指定する難病指定医が配置され、その二分の一以上の数の医師が専門医資格による難病指定医であること。

(ウ) 県内難病診療ネットワークへの参加

難病診療連携コーディネーターによる相談・紹介に応じ、患者の受け入れを行うこと。

イ 相談連絡員の配置

難病診療の連携・相談窓口を設けて相談連絡員を配置できること。

(ア) 相談連絡員の役割

相談に対する院内調整及び事業に係る関係機関との連絡調整にあたる。

ウ 連携拠点病院及び県が実施する難病対策事業等への協力

連携拠点病院が開催する研修会等への協力を行うとともに、県が設置する難病医療連絡協議会への参加、保健所事業等への協力が行えること。

(3) 難病医療協力病院

ア 診療体制

(ア) 主な難病の診断及び標準治療等の提供

難病指定医が配置され、診断、標準治療が実施できる体制を有していること。

(イ) 県内難病診療ネットワークへの参加

難病診療連携コーディネーター等による相談・紹介に応じ、患者の受け入れを行えること。

イ 相談連絡員の配置

難病診療の連携・相談窓口を設けて相談連絡員を配置できること。

(ア) 相談連絡員の役割

- 相談に対する院内調整及び事業に係る関係機関との連絡調整にあたる。
- ウ 県等が実施する難病対策事業等への協力
- 県が設置する難病医療連絡協議会への参加及び保健所事業等への協力が行えるとともに、連携拠点病院が開催する研修会等に参加ができること。

(難病医療相談窓口一覧の作成)

- 第4 知事は、連携拠点病院、分野別拠点病院、協力病院、その他医療機関の連携推進のため、難病医療相談窓口一覧（以下「相談窓口一覧」という。）を作成する。
- 2 相談窓口一覧には、連携拠点病院、分野別拠点病院、協力病院に関する次の事項及びその他必要な事項を記載する。
- (1) 医療機関名
 - (2) 所在地
 - (3) 相談窓口
 - (4) 電話番号
- 3 知事は、相談窓口一覧の情報をホームページ等により、医療機関、患者等に対し提供する。

(報告)

- 第5 県への事業実績報告について、保健所においては、「保健所事業実績報告書」（様式3の1）、連携拠点病院においては、「三重県難病診療連携拠点病院事業実績報告書」（様式3の2）、分野別拠点病院においては、「三重県難病診療分野別拠点病院事業実績報告書」（様式3の3）、協力病院においては、「難病医療協力病院事業実績報告書」（様式3の4）、により、次年度の4月30日までに医療保健部長へ提出するものとする。

附 則

この要領は、平成31年3月8日から施行する。